

第2次相生市立小中学校適正配置計画

(若狭野小学校・矢野小学校の在り方)

(1) 第2次相生市立小中学校適正配置計画に基づく学校の在り方

ア 方針

(ア) 若狭野小学校

若狭野小学校の在り方については、青葉台小学校との「統合」とする。

【決定理由】

保護者や地域住民の代表からなる地域協議会において、子どもたちの教育環境として複数学級による切磋琢磨を期待し、青葉台小学校との統合を望んでいる。

(イ) 矢野小学校

矢野小学校の在り方については、小規模特認校での「存続」とする。

【決定理由】

矢野小学校区として熟慮の上出した結論であると受け止め、保護者や地域住民の代表からなる地域協議会として、子どもたちの教育環境として少人数教育を継続し、小規模特認校制度の導入を強く望んでいる。

イ 取組開始時期

令和8年4月1日予定

(2) 方針に向けた教育委員会の取組

ア 若狭野小学校

- ・子どもの通学において安全を第一に考え、通学手法の検討を行う。
- ・統合による子どもたちの心理的ストレスへの配慮を行う。
- ・若狭野地域における子どもの見守りについて、継続した取組みを自治会に依頼する。
- ・若狭野地域における文化・伝統の継承について、教育委員会として、地域、学校と協働で取り組む。
- ・若狭野地域の防災拠点の在り方について、市関係部局と今後協議を行う。

イ 矢野小学校

- ・円滑な小規模特認校制度の導入及び継続した制度運営に係る組織を設置する。
- ・小規模特認校実施校として市民に周知できるよう募集・広報等を行う。
- ・小規模特認校制度の取組状況について、毎年度検証を行う。
- ・地域において制度継続が難しいと判断された場合には、速やかに地域と協議を行う。
- ・制度開始後5年で複式学級が解消されていないなどの結果となった場合には、在り方の見直しを行い統合に向けた取組みを行う。

(3) 各学校の方針概要

ア 若狭野小学校

(ア) 施設

青葉台小学校を活用する。

(イ) 児童数

a 令和6年5月1日児童数

年度	学校名	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
R6	若狭野	3	6	6	9	10	6	40
	青葉台	39	26	25	33	41	46	210

b 統合校の児童数推計（令和8年度に統合した場合）

年度	学校名	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
R8	児童数	38	41	42	32	31	41	225
	学級数	2	2	2	1	1	2	10
R9	児童数	42	38	41	42	32	31	226
	学級数	2	2	2	2	1	1	10
R10	児童数	36	42	38	41	42	32	231
	学級数	2	2	2	2	2	1	11
R11	児童数	33	36	42	38	41	42	232
	学級数	1	2	2	2	2	2	11

※複式学級は発生しない。

イ 矢野小学校

(ア) 児童数

a 令和6年5月1日児童数

年度	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
R6	4	6	2	10	7	8	37

b 将来推計児童数

年度	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
R7	4	4	6	2	10	7	33
R8	4	4	4	6	2	10	30
R9	3	4	4	4	6	2	23
R10	4	3	4	4	4	6	25
R11	2	4	3	4	4	4	21

※複式学級の編制基準は、2つの学年の児童数の合計が14人以下、第1学年を含む場合は8人以下

(イ) 小規模特認校制度概要

小規模特認校制度は、学校選択制の一種であり、小規模校の良さを活かした自然環境の活用や地域住民との交流などの「特色ある学校運営」を進める学校に限り、保護者及び児童が希望する場合に、市内のどこからでも就学を認める制度である。特認校制度を導入すれば、指定校における児童生徒数の増加が期待されるため、小規模校を存続する場合の教育の充実策の一つとして挙げられ、一定の児童生徒数を確保することで、複式学級の解消など学校の活性化を図ることを目的とするものである。

(ウ) 県内の主な小規模特認校制度導入校 ※人数は令和5年度当初

姫路市立助野小学校（令和5年度導入）制度利用15人／45人

姫路市立安富北小学校（令和5年度導入）制度利用4人／33人

養父市立建屋小学校（平成30年度導入）制度利用17人／45人

(4) 今後の取組み

在り方が決定した校区において、令和6年10月以降に地域説明会を開催し、今年度中にそれぞれの学校において取組みに係る準備委員会を設置し、令和8年度実施に向けた準備を進める。

また、両協議会からの要望である早期の矢野川中学校の在り方の検討については、あらためて「検討を開始する学校」の指定について検討を行い、矢野川中学校区の地域協議会設置に向けた準備を行う。

(参考) 地域協議会の経過

1 若狭野小学校区地域協議会

開催日	回数	概要
R5. 10. 2(月)	第1回	各小学校区の現状説明、資料提供
R5. 11. 2(木)	第2回	若狭野小学校の在り方について意見交換
R5. 12. 13(水)	第3回	市内小学校見学(矢野小学校、青葉台小学校)
R6. 1. 11(木)	第4回	「統合」の可否についての協議
R6. 3. 5(火)	第5回	小規模特認校見学(姫路市立筋野小学校)
R6. 3. 14(木)	第6回	「存続」(小規模特認校制度利用)の可否についての協議
R6. 4. 11(木)	第7回	「存続」(小規模特認校制度利用)の可否についての協議 若狭野小学校の在り方についての協議
R6. 6. 20(水)	第8回	最終報告書(案)についての協議
R6. 8. 8(木)	第9回	最終報告書の提出

2 矢野小学校区地域協議会

開催日	回数	概要
R5. 10. 5(木)	第1回	各小学校区の現状説明、資料提供
R5. 11. 16(木)	第2回	矢野小学校の在り方について意見交換
R6. 2. 9(金)	第3回	小規模特認校見学(姫路市立筋野小学校)
R6. 2. 27(火)	第4回	「存続」(小規模特認校制度利用)の可否についての協議
R6. 3. 26(火)	第5回	「統合」の可否についての協議
R6. 5. 14(火)	第6回	矢野小学校の在り方についての協議
R6. 6. 27(木)	第7回	最終報告書(案)についての協議
R6. 8. 1(木)	第8回	最終報告書の提出